

木崎中だより

6号

令和元年10月1日(火)
さいたま市立木崎中学校
048(886)4302

自転車は「車輛(くるま)」です

校長 大谷 慎也

夕暮れ時の虫の音に秋を感じる頃となりました。過日実施いたしました体育祭におきましては、御来賓、御家族の皆様、地域の皆様、多くの方々に御来校をいただくとともに、温かい御声援をお送りくださり、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。お蔭をもちまして、無事終了することができました。台風15号の通過に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業措置が取られ、練習計画の変更もありましたが、当日は、体育委員会が掲げたスローガン「獅子奮迅～競え！七色の魂～」をもとに、躍動感と達成感のある体育祭を創り上げることができました。3年生の示した牽引力と実行力は、1・2年生にとりましても今後の学校生活全体の意気をさらに高めるものと期待しております。

さて、9月21日(土)から30日(月)まで「秋の全国交通安全運動」が実施されました。今回の重点は、「1 子供と高齢者の安全な通行の確保 2 高齢運転者の交通事故防止 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5 飲酒運転の根絶」でした。最初に掲げられた重点は、子供と高齢者の安全な通行確保です。交通安全運動期間中、埼玉県内では、信号機のない交差点で、自転車と乗用車の関係する出合い頭の事故により、自転車に乗っていた小学生が亡くなるという交通事故が発生しました。子供が被害者でした。埼玉県警の過去の統計資料では、県内で交通事故に遭った中・高生の約75パーセントが自転車利用時という結果があります。また、平成20年兵庫県で小学校5年生の児童が自転車で坂道を猛スピードで下って来て、高齢者にぶつかり、重い障害を負わせてしまった事故に関し、9500万円の損害賠償を言い渡されたというケースを始め、児童生徒が加害者になってしまうこともありました。自転車は、道路交通法で自動車と並び車両として定義されています。以前から傘差し運転や二人乗り運転は違反であること、自転車は道路の左側を走行することなど、学校や家庭でも注意してきましたが、何故いけないことなのか、どうして危険なことなのかについて、生徒になかなか分かってもらえないところがありました。最近では、イヤホン・ヘッドホンや携帯電話・スマートフォンの使用の危険など、社会状況を反映して、道路交通法が度々改正されてきました。平成27年6月からは、危険な違反行為をして3年間のうち2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内に指定された期間内に安全講習を受けなければならない制度が開始され、14歳以上が対象となりました。つまり、中学生も対象となります。さらに、さいたま市では平成30年7月に「さいたま市自転車のまちづくり推進条例」が施行され、自転車利用者の損害保険等への加入義務、乗車用ヘルメットの着用等について規定されました。自動車社会の中で、自転車は、あくまでも車両であるという高い意識を常に持ち続けて、交通安全や法令遵守、自他の命の大切さについて深く考えて生活できるようにすることが課題と感じています。

2学期が始まり1か月が過ぎようとしています。いよいよ1年間の後半に入ります。9月24日(火)のテニス競技を皮切りに、さいたま市中学校新人体育大会が開催されています。3年生を範として、1・2年生が木崎中生としての誇りを胸に、持てる力を存分に発揮することと期待しています。保護者の皆様、地域の皆様、一人ひとりの生徒が皆様のお声掛けや見守りにより、日々心豊かにたくましく成長しております。今後とも、御支援と御協力をお願い申し上げます。